

国民健康保険税の税率等の改正について（令和4年4月1日施行）

国民健康保険については、平成30年度の制度改革に伴い、運営主体が町から北海道となっています。これにより町は北海道に対し、国保の運営に係る事業費分を納めるために必要な保険税を算定しております。また、令和12年度の保険税統一化に向け税率を段階的に引き上げていく必要があることから、納税義務者および被保険者の皆さまにはご負担をお掛けしますが、ご理解をお願いいたします。

また令和4年度につきましては制度改革も含め次のとおり条例を改正しております。

- ◆ 保険税率の改定
- ◆ 賦課限度額の改定
- ◆ 未就学児に係る軽減措置の新設



◆保険税率および賦課限度額の改定

区 分		所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	賦 課 限度額	法 定 限度額
医療給付費分	改正前	4.60	24,000	20,000	63万円	65万円
	改正後	4.80	26,000	23,000	65万円	
後期高齢者 支援金等分	改正前	2.40	8,000	6,000	19万円	20万円
	改正後	2.60	10,000	6,000	20万円	
介護納付金分	改正前	1.30	9,000	7,000	17万円	17万円
	改正後	1.50	10,000	8,000		
合 計	改正前	8.30	41,000	33,000	99万円	102万円
	改正後	8.90	46,000	37,000	102万円	

◆未就学児に係る軽減措置の新設

令和4年度から、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から未就学児に係る均等割額の5割を軽減する措置が新設されました。

低所得世帯に対する軽減措置（7・5・2割軽減）の対象となっている未就学児の場合は、その軽減後の金額から5割軽減され、7割軽減対象の場合は8.5割、5割軽減対象の場合は7.5割、2割軽減対象の場合は6割の軽減となります。

（軽減例）

区分		均等割額(円)			
		軽減無	7割軽減	5割軽減	2割軽減
医療給付費分	軽減有	13,000	3,900	6,500	10,400
	軽減無	26,000	7,800	13,000	20,800

※ ここでは「医療給付費分」を例としていますが、「後期高齢者支援金等分」も軽減対象ですので同様の計算により算定されます。